

大崎市国民保護計画(素案)パブリックコメント実施結果

1 概要

意見提出期間 平成18年12月1日(金)～平成19年1月31日(水)

意見提出者 42名(郵送24名, FAX8名, 持参10名)

2 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
1	<p>戦時の準備より、戦争を起こさないことが大切だと思います。平和を維持すること、国際的な話し合いで解決することが必要だと思います。互いの理性の尊重、貧富の是正、弱者への配慮にて戦争原因をなくすことが大切と考えます。</p>	<p>平和と安全を願う心は万人が願うものであり、そのための平素の外交努力は最も重要なことであることは、言うまでもありません。況してや、武力攻撃や大規模テロなどは、決してあってはならないことであります。</p>
2	<p>「来るかも知れない恐怖」に対処するよりも、「戦争は絶対しません」と宣言し、そのために努力していった方が現実的だと思っています。</p>	<p>しかし、こうした外交努力にもかかわらず、万が一武力攻撃事態等が発生した場合の備え、市民の生命、身体及び財産を保護するための計画の策定は必要なことと考えております。</p>
3	<p>計画案は「有事」を想定した内容になっているが、日本国憲法の平和主義、戦争放棄の条項に照らして、相反するもので憲法違反のおそれが極めて大きい。いわゆる「有事」とは仮想敵国を前提にしてしか成り立たない。今必要なことは、仮想敵国をつくるのではなく物事を平和的に解決するために、国際的な外交努力をすることである。</p> <p>日本の保守的な政治家は、先の戦争を「侵略戦争」であったこと、他国民や日本国民に甚大な被害をもたらしたことを認めようとはしない。</p> <p>米の引き起こす戦争に積極的に加担する方向を目指し、自衛隊がいつでも海外にでられるように憲法を改正しようとしている中での、計画案を絶対に認めるわけにはいかない。</p> <p>平和な国日本に貢献する道は、有事計画案をつくる事ではなく、非核都市宣言や平和をたいせつにする教育の充実、平和憲法を守る宣言等市政としてできることがたくさんあるはずである。</p>	
4	<p>戦争の愚かさ先祖から生まれ育った故郷が破壊されることを望む者はいません。世界唯一の被爆国の我が国が平和外交に努力して世界各国に訴えるべきです。莫大な利潤を追求する好戦的政府要人と結託する大企業を打破すべきです。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
5	<p>先の戦争で何百万人の死と国を焦土化する犠牲の上に、国民全員が深刻反省の上に立って憲法を定め、ゆるぎない決意を持って平和外交の道を目指したのではなかったですか。私も身内に数人の戦死者を持っています。「喉もと過ぎれば熱さを忘れ」になってはなりません。</p> <p>わたしは憲法違反のこの案全体と制定そのものに反対します。この事態を見たら吉野博士は涙を流し嘆くことでしょう。今こそ、日本の平和と繁栄、国民の安全な「保護」の道であることを信じます。</p>	1ページ 1と同じ
6	<p>戦争が起こるかもしれないと準備に経費をかける事よりも、戦争を起こさない努力が最重要です。大崎市民の血税を有効に使って下さい。</p>	
7	<p>大崎市国民保護法(計画)は憲法前文第九条の憲法に違反しています。ヒロシマーナガサキの被爆者は人類を代表して核の火で焼かれたのです。そのおかげで、その後、原爆は一度も使われていないので、日本はあくまで平和外交であるべきです。したがって、国民保護法には賛成出来ません。</p>	
8	<p>戦争の悲惨を実感している一人です。父は太平洋戦争で戦死し、母は残された子ども4人を歯を食いしばって育ててくれました。父の顔をしらず今になっています。63歳になり母は苦勞がたたって53歳のとき亡くなりましたが母の事を思い出すたびに平和を願う一人です。この素案には反対です。</p>	
9	<p>武力攻撃の準備は憲法前文「平和外交、非戦宣言」9条に違反する。</p>	
10	<p>大崎市国民保護計画とはなんのことか。戦争の準備をしようとしているのか？(核、生物、化学)攻撃にまで備えているようだが、国民は何が何でも平和を願う何ものでもない。大崎市国民保護計画については賛成できかねる。</p>	
11	<p>戦争を前提としての戦争に備えたこの案は到底「国民保護」のためとはいえません。最高法規としての日本国憲法は一点の曇りもなく平和主義を貫き、戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認を規定しています。行政は最低限、最高法規遵守で仕事をしてほしいものです。やるべきことは、戦争を防止する取り組みです。平和を追求する仕事を市民とともにどんどんやって下さい。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
12	先の戦争で反対したり、作業に参加しない人を「あいつは日本国民か」と文句を言ったりする人もでてきて、みんなが口をつくんだ結果がああ悲惨な戦争と親兄弟の死であった。だからこそ「二度と戦争はしない」と誓ったはず、その結実が「日本国憲法」です。ならそれを守り抜き、その憲法の想いを実現するように、その方策をこそ、真剣に考えて欲しい。	1ページ 1と同じ
13	国民保護法には反対します。平和憲法を守ります。北朝鮮か中国か?仮想敵国にするのかおかしい。	
14	「平和都市宣言」をした立場と矛盾しています。	
15	「大崎市地域防災計画」で充分です！平和外交努力を！	
16	国民保護法一計画を見ると90ページにわたる大冊の物をよく見ると、どこかの国が、どこかの敵が攻めてくるらしいと云うような文面で市民をさきどりするような戦争の準備法の色が濃厚であります。平和憲法を守りあくまでも戦争のない世界平和の話合いで平和を守るべきです。国民保護法には返付であります。	
17	風水害、地震などに対する「市地域防災計画」の充実をはかる。検討することが大崎市の「現実的」な対策で、仮想敵国の攻撃を想定するのは「非現実的」である。平和外交に努めるべきで市保護計画は必要でない。「不急不要」である。	
18	戦争は二度とあってはならない。	
19	私は戦争体験者なので、争いごととはもうたくさんです。拝読させていただき反対。ひどすぎる(箇所)に私も同感です。ほんとうに言語道断ですね。	
20	2月号の「広報おおさき」に平和作文コンクール入賞作品がのっておりました。小学校、中学校の2人に共通していたのは平和な世界をつくる大人になりたいという言葉でした。私たち大人はこれにしっかり答えたいと思いました。今出されている国民保護法は私たちの願いに真っ向から反するものです。私たちは核兵器廃絶宣言都市(旧古川市)に住む住民として、自治体(大崎市)として国の云うことに何でもイエスではなく自治体の使命である「住民の命を守る」ことを第一に考えてほしいと思います。それには「平和」が最優先と思います。	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
21	<p>平和憲法下に於いて戦争準備法とも言える「大崎市国民保護計画」の策定は違憲の疑い大であり、事実上の憲法改正の先取りに等しい。このために費やされる職員や住民のエネルギーと費用とを勘案すれば、市税納入者の立場として看過できない。計画の策定は、思い止まって頂きたい。</p>	<p>市国民保護計画は、平素の外交努力にもかかわらず、市民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の責務であり、市国民保護計画は国民保護法第35条第1項の規定により、作成が義務づけているものであり、自治体の責務として作成は必要と考えております。</p>
22	<p>「保護計画」は、市民の安心・安全を確保する責務を担う行政に対し、イラク戦争に見られるアメリカの無法な戦争に、国民強制を円滑に運ぶために住民を隔離してアメリカ軍・自衛隊の自由を確保し、日常的には「思想動員」を含めて「戦時体制」を構築することに狙いがあるとの疑念があります。</p>	
23	<p>どの項目を読みましても大変な事です。平和憲法下に於いて「戦争準備法」とも言える「大崎国民保護計画」の策定は憲法違反ではないでしょうか。このために費やされる職員のエネルギーと費用を考えると市税納入者の立場として、看過することはできません。「わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している」との閣議決定を見るに付け、とんでもない法案と思います。</p>	
24	<p>臨時態勢づくりの最たるもの。常在戦時を意識させ、静穏な日常生活を障害し、結果として戦争への心の準備を整えさせようとの意図が見え見え。日本国憲法が保障する「平和生存権」の侵害に当たると考えるので、この計画全体が認められない。</p>	
25	<p>旧古川市は「非核宣言都市」を議会で正式に議決し、内外に表明しました。その古川市を中核として合併された大崎市が「核攻撃等による災害」を前提とした「保護計画」を作成することは矛盾していませんか。私はこの「保護計画」には反対です。</p>	
26	<p>計画(案)の第1編総論第1章1(1)市の責務の中で「武力攻撃事態等における国民の保護のため」とありますが、憲法の戦争放棄の条項違反の行為であり、他国より警戒される要因となるもので、必要のないものです。歴史の中でも他国の利権を侵害しない限り、攻撃などされません。人命を尊重せず、財政のムダ使いの時代錯誤の行為です。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
27	<p>国民総動員づくりの「戦争準備」がなぜ必要なのか。平和憲法をもっている日本になぜ今戦争を準備する必要があるのでしょうか。米国のベトナム戦を考えてみたら、すぐに理解できるのではないのでしょうか。今でも米国の戦略後、ベトナム人が大変苦境、つまり、困難な境遇のなかで生きていることもよくみる必要があると思います。</p> <p>現在でもイラク問題で米国に協力している日本の自衛隊を考えてみると、全く米国だけに協力し、米国に左右されているのではないのでしょうか。</p> <p>憲法9条をもっている日本は平和なアジアづくり、平和で平等な世界づくりに最大献身的に努力し、日本から一日も早く米軍基地をなくし、日米安保条約を破棄すべきであると思います。</p> <p>地球上から戦争をなくし、全世界の人間が地球を守り、生物も自然も守っていくことに日本は努力すべきであると思います。</p>	4ページと 21と同じ
28	<p>住民に要請する「避難誘導、救援、消火、搬送、衛生」は、地域防災計画などの所謂「防災」であるが、戦時を想定するのは「やらせ」で戦争を煽る行為である。「仮想敵国」の臨時態勢づくりは止めてほしい。非現実的な対処である平和外交の現実的選択にこそ、集中すべきである。戦争体験の反省を欠いている！</p>	
29	<p>敵が来るゾすぐ来るゾとの戦時異常心理を「継続的啓発」によって日常化し、国民総動員態勢づくりを謀ろうとしているかに見えるので大いに危険。絶対反対。</p>	
30	<p>存在しない敵を想定してまで「武力攻撃事態」の想定は平和創造と維持の「憲法」のおきてに反する。</p>	
31	<p>地震は90%の発生予想で対策は必要だが、不確定な戦争準備に莫大なエネルギーと費用をかけるのはおかしいと思います。ムダ遣いです。</p>	
32	<p>戦時の準備よりも、いかにして紛争や戦争を起こさないか、平和の創造・維持の話合いこそ重要です。</p>	
33	<p>国民保護計画(案)を良く見ると、いかにも国民を守るような気がしますが、戦争になったならこうしなさいと戦前とまったく変わらない。住民を保護するどころか武力攻撃が予測されるだけです。旧古川市は(非核、平和都市を内外に宣言しています)アジア太平洋戦争の惨禍を心から反省し二度と武力を持たない日本でありますよう祈る。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
34	<p>基本的人権の尊重・思想の自由&lt;憲法19条&gt;や私有財産権の不可侵権&lt;憲法29条&gt;の侵害にあたります。</p> <p>武力攻撃の準備は、憲法前文「平和外交 非戦宣言」や第9条の戦争放棄に違反する。核・生物・化学兵器の攻撃に備えて避難訓練をはたして強制できるものか。それでは一億総動員づくりの戦争準備になってしまう。仮想敵国を想定することは、戦争を挑発するもので非現実的である。</p>	4ページと 21と同じ
35	<p>武力攻撃の準備は憲法前文「平和外交非戦宣言」九条の戦争放棄に違反する。世界を良く見ると非現実的選択である。存在しない敵を無理につくり、戦争を準備し、戦時をあおるのは、教育基本法のタウンミーティング流の「戦争やらせ」で国際関係を悪化させ、世界の平和構築を壊します。その攻撃に民心をおびえさせ、多大の犠牲を強いて避難救援をさせるのはおかしい。いかにして紛争や戦争を起こさないか、平和憲法の唯一の被爆国こそ、平和外交努力の責務と責任を担っています。国民不在の強行採決で出現した「国民保護法」は違憲です。市は「核兵器廃絶平和都市宣言」の実現こそ遵守して下さい。</p>	
36	<p>憲法9条改正反対。戦争をやらせて国際関係を悪化させてはならない。存在しない(敵)を無理につくるべきでない。戦争の準備よりも、いかにして紛争や戦争を起こさないかだ。</p>	
37	<p>国民保護法とは国民(市民)を守ることと思っておりましたが、この内容を見るとすべて軍とか兵隊が優先されると思いました。このようなものを作るにはお金も莫大にかかると思いますが、そんな大金をこの計画に使うのであれば、もっと身近に起こりうる地震対策などに使ってほしいと思います。戦争しない憲法を守り子供や市民に平和を維持するために一人ひとりが何をすべきかを考えることの方がお金もかからず有意義ではないでしょうか。</p>	
38	<p>大崎市はスタートしたばかりです。防災、市民病院、教育、経済振興、くらし向上等緊急に取り組むべき問題が山積みしております。市民は行政に「戦争への市民総動員」の仕事を期待しておりません。尊い税金を一円なりとも戦争につながるものに使ってほしくありません。大崎市民にとって一番身近な行政は、大崎市政であって国や県ではありません。地方自治の精神からも国や県のいいなりになるのではなく、逆に平和主義の憲法を生かす政治や施策を行うよう国政や県政に働きかけて下さい。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
39	<p>空襲を体験し、戦後の困窮の時代を生きざるを得なかった者として「過ちは繰り返させぬから」の誓いに反して、ああまた日本の軍国主義復活はここまで来たのかと背筋が凍る思いをしています。この案の個々の条文については、とてもこの小さい欄に書き入れ可能な行数などで意見や提案をできるものではありません。特に突然「米軍」が出てくる57頁などは奇異感もちます。削除を要求する条項字句項目が多数です。しかも、あえて年末の多忙期に短期間を設定するなど、真に市民の意見を求めているか疑問です。国の「やらせ」公聴会を見る思いです。</p>	4ページと 21と同じ
40	<p>国粹主義者による戦時体制煽動を危惧します。</p>	
41	<p>弾道ミサイル攻撃、NBC攻撃などは一般国民には防御も守りようもありません。これは世論をあおって、無理やり「敵国」をつくり、戦争体制の整備と、憲法改悪、特に戦争放棄の「9条」の廃棄を強行しようとする政府の意図をそのまま実行しようとするものになるのではないのでしょうか。「平成の竹やり訓練」は御免こうむりたいものです。</p>	
42	<p>この計画は白紙撤回すべきです。</p>	
43	<p>第3編武力攻撃事態等への対応の武力攻撃を全部削除すべき。武力攻撃とは戦争体制を想定していること。また、国民保護のための法律ですが、実際には「軍事的被害が前提であり「自然災害」とは根本的に違うため。</p>	
44	<p>日本は第二次世界大戦の辛酸・反省から、永久に戦争を放棄し二度と武力事態を招かない誓いで平和憲法を作成した。従って、国際紛争はあくまで話し合いという平和外交努力で解決すべき。万が一に備えるという論理は、貫徹平和外交の後退を示唆するもの。</p>	
45	<p>仮想敵国をつくって、いたずらに国民・市民の危機意識を煽り憲法改悪・軍備強化へ導こうとしている、としか思えない。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
46	NBC攻撃による災害への対処—これには専門的知識が必要です。実際攻撃されたら市民の尊い命が保障できないことは誰が考えても明らかです。いたずらに仮想敵を作り、市民に恐怖を植え付けるやり方は、戦前の国家総動員法を想起させます。市民に説明せず、大事な計画を進行させるのは重大問題です。真実を知らされず「お国のために」命を散らされた先人の犠牲を教訓として、戦争放棄を宣言した九条にそって、すみやかにこの計画を戦争への道をつくる方向へいかせないう強いのぞみます。	4ページと 21と同じ
47	地域住民を保護するどころか「武力攻撃」が「予測」されるだけで、この「武力攻撃事態」に即応すべきことが記述されています。どこかの国が攻めてくるらしいとの戦いの前段階の内に、いかにして市民を先取りされた「武力攻撃事態」に効果的に巻き込んでいく戦争準備法の色が極めて濃厚です。永久に戦争を放棄した「日本国憲法」の平和主義に根本的に反するおそれが大きいところから、この素案を破棄するという意見をするものです。	
48	全体—憲法違反であり、認められない。	
49	戦争準備法、憲法違反であり、市国民保護計画反対	
50	戦争する国づくりに絶対反対です。	
51	平和安全な社会を望む市民にとって大崎国民保護計画の制定にはとても危険あり反対である。	
52	国民保護計画は、いたずらに仮想敵国なるものを「ソレ見たことか」といたづらに刺激する極めて許しがたい法と思う。全く非現実的である。	
53	臨時態勢づくりの最たるもので、常時戦時を良識させ、戦争への「心の準備」への効果だ。憲法が保障する「平和生存権」への侵害。	



NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
54	<p>現代の戦争は核戦争です。核戦争が起きてから“どう防ぎ”、“どう逃げる”という手立ては何の役にもたちません。核戦争は人を含め全てのものを瞬時に破壊するからです。大切なことは、戦争を引き起こす軍備や核を放棄・廃絶することです。日本国憲法9条は戦争の放棄と戦力の不保持を定めています。9条が時代の流れに合わないのではなく、逆に人類の進むべき道を明確に示しているのです。行政が行うべきは、戦争を前提とする国民保護計画を策定することではありません。まず最初に「核兵器廃絶平和のまち大崎市宣言」を準備し、市民はじめ全世界の人々へ戦争NO！を呼びかけるべきです。これこそが真に大崎市民を「保護」する第一歩だと思います。</p>	4ページと 21と同じ
55	<p>国民保護計画(案)は、何を目的につくりたいのか明確ではないのではないのか？自然災害や防災など危機管理は必要性があるので積極的に進めるべきだと思います。武力攻撃事態とは何にですか。戦争が起きることと言っているのですか？今世界の流れは非同盟中立で戦争のない世界にしようとしているとき、アメリカの後追いで世界中で戦争しようとしている日本政府の国民動員のやり方ではないですか？政府の押し付けに絶対ならうべきではありません。世界中から孤立すると思います。</p>	
56	<p>戦後生まれですので、読み進むうちに空恐ろしい気持ちになりました。武力攻撃事態等への対処など、非現実的な箇所も多く、いかにも机上で作成されたものかがわかります。とても認められる内容ではありません。何よりも、戦争を前提にしたこの計画制定は違憲の疑いが濃厚です。</p>	
57	<p>大崎市国民保護計画(素案)の啓発は不要不急です！</p>	<p>万が一に備え、武力攻撃から国民を保護するための措置を予め定めておくことは重要なことであり、また、計画に基づき的確かつ迅速な措置を行うためには、住民に国民保護措置の必要性や内容等理解してもらうための啓発は必要なものと考えております。</p>
58	<p>一端緩急ある場合は、担当職員は危険な状況の前面に立たなければならぬ。したがってその職に就任するについては強制されるべきものではなく、自発的に志願して就任すべきセクションであるべきで、そのような人事システムを制度として確立すべきと考える。</p>	<p>武力攻撃事態等が万が一にも発生した場合、一担当部署の職員での対応ではなく、全職員が対応することになり制度としての確立の必要性はないものと考えております。</p>

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
59	<p>今回の国民保護法を議論する前に国の基本的な国防について議論することが先決と考える。なぜなら、この国民保護法を確実に実行するに当たっては、莫大な費用と、膨大な人員の動員となる事となる。このことから、この国民保護法の実行に当たっては、全国民の同意を必要であることで、ましてや一地方自治体で実行出来るものではなく、国をあげて実行する事項であるからです。又、仮にNBC攻撃を受け交戦した段階で「二度と武力を持たず、交戦の禁止」を永久に戦争を放棄した「日本国憲法」に違反する事になる。これからの戦争は、最終戦争となることを覚悟してこの課題に取り組みしていかなければならない。以上のことから、これからの日本の進むべき方向は次の対応を国をあげて全力投球すべきと考える。</p> <p>1) 周辺諸国、とりわけアジア諸国との協力関係を築く。 欧米諸国への軸足をアジアへ移す。</p> <p>2) 発展途上国への対応は、技術援助、特に農業技術援助 相手国の技術力を考慮し効率よく援助すべき。</p> <p>3) 欧米諸国との対応は、日本の主張を明確に出す。 出来ること、出来ないことを態度で示す。 今後、日本が平和国家として世界に貢献して行くためには、以上のことが不可欠と考える。</p>	<p>防衛及び外交政策は国の専管事項ですのでコメントは差し控えますが、今回の国民保護法は、武力攻撃事態や大規模テロなどの事態に際して、国民の生命、身体及び財産を保護し、また、国民生活等に及ぼす影響を最小とするために制定されたものであり、国民保護計画も市民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関して計画に定めたものであります。</p>
60	<p>自主防災組織はボランティア活動として、自然災害に対して地域で出来ることを最大限果たしていこうというもので、当計画(案)による強制的活動は一言も言っていない。自主防災組織を利用するような、当計画(案)には、地域の住民の犠牲を強いる恐れが大なるものがあるので、反対する。</p>	<p>自主防災組織等に対する支援、研修に関する規定は、義務を課したのではなく、市が実施すべき事項です。また、自主防災組織は自主的に防災等の活動を行うものであり、国民の協力は自主的な意思に委ねられており、協力の要請に当たり、強制にわたってはならないことは国民保護法第4条第2項及び市の基本方針に明記しているところです。</p>
61	<p>私たちの自主防災組織ではこの事態を予定していません。住民の安全を守ろうと努力している者にとっては、裏切られ、利用されたという思いがあります。自主防災組織に関する全ての条項の削除を求めます。昔の「隣組」の復活も御免です。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
62	<p>自主防災の団員、町内会、民生委員などは地区などで互選されたボランティアであって、武力攻撃を予測し任務についたものではない。強行すれば昔の戦時の「となり組、非国民イジメ」の翼賛会となる。みんな高齢化しているのでリーダーできない。</p> <p>「敵がくるぞ、いま来るぞ」と戦時異常心理をかき立てる「国民総動員づくり」は憲法全文に違反する。住民協力要請の避難、救援、消火、被災者運搬、救助は市民、素人には出来ない。避難調整では住民保護は本土決戦、戦時では軍隊優先で二の次であった。</p>	10ページ 60と同じ
63	<p>いま大事で必要なのは、大規模地震への備えです。自主防災組織を戦争準備に利用する計画はダメです。そんなことをしたら自主防災組織を潰してしまいます。</p>	
64	<p>自主防災組織や町内会を計画に組み込むのは、まちがいです。</p>	
65	<p>町内会の自主防災組織の団員やリーダー、民生委員などは、自分のボランティア精神からか、又は互選で選ばれるかしてその任に当たっているのが通例であって、多分だれも「武力攻撃」処理のお手伝いまで予想してはいないはず。しかも、多くはお年寄りなのです。いま、市では、町内会の拡大統合を推進していますが、「なーんだ、本音はここにあったのか」と看板に偽りありの怒りの声があがっているほどです。要は昔の翼賛体制づくり。コミュニティ破りです。</p>	
66	<p>自主防災組織に「武力攻撃災害」の処理まで予想して任務についている者はいない。それに「協力」を求めるのは「過重負担」である。強行すれば、戦時中の「隣組」翼賛会づくりに貢献するだけである。</p>	
67	<p>となり組のボランティアそのような助け合いが、武力攻撃災害の手先に使われるような戦争賛美は絶対反対だ。</p>	
68	<p>自主防災組織と国民保護措置どう言う関係</p>	<p>武力攻撃事態において国民の保護のための活動を自主的に行う住民の自主的な防災組織やボランティアに対し、国や地方公共団体が必要な支援を行うこととしております。これは、自主的な防災組織やボランティアがそれぞれの置かれた状況の中で自主的に行う活動に対して支援を行うことであり、支援を行うことで何らかの措置を講ずる役割を負わせることを想定しているものではありません。</p>

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
69	自衛隊が戦争にかりたてられる。	我が国に外部からの武力攻撃が発生した場合には、自衛隊法第3条第1項に規定されている自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを任務とするとされております。
70	市国民保護協議会の構成メンバーの氏名を公表してほしい 市国民保護協議会の審議内容を印刷物で市民に情報公開してほしい	大崎市国民保護協議会は大崎市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開しております。傍聴者においても、資料の一つとして配布しているところであります。審議内容の公開については、情報公開の手續に基づき入手が可能です。
71	協議会、対策本部の設置は、そのための「条例」の制定が義務づけられていると考えられるが、その点はクリアされているのか。	二つの条例に関しては、平成18年第2回定例議会(6月議会)において上程し、可決承認を得ております。条例制定後、平成18年8月に第1回国民保護協議会を開催し協議会規程及び計画の基本方針等について審議をいただいた。その後、事務局原案を作成し第1回国民保護協議会幹事会に事務局案を提示し内容の検討をいただき、修正を行った後に11月に第2回の国民保護協議会を開催し素案についての審議をいただき了承され今回のパブリックコメントを実施したところであります。
72	「市国民保護協議会」や「市国民保護対策本部」の設置の条例制定はされているのか?「協議会」がいつ何回開かれたか?	
73	協議会の役割として、国民保護に関する重要事項を審議することとあるようですが、大崎市国民保護計画(素案)については、いつ何回くらいの協議会審議で原案を得たのか。	
74	「対策本部」と自衛隊側との判断や指示とが、簡単に整合性がとれるとは考えられません。両者の見解が異なった場合、どちらが優先されるのか甚だ疑問です。	国民保護計画において、消防機関、県、警察、自衛隊等が緊密な意見交換を行いつつ複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することとなり、混乱が生じないよう取り組むこととしております。

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
75	<p>地下シェルターを市内すべての地域に作れと読めなくもない。こんな大金のかかる大それたことを大真面目に考えている人は、市民14万人の中で皆無では、それほど荒唐無稽である。現憲法下では論外のスジガキであって言語道断である。</p>	<p>国の指針においては、弾道ミサイル攻撃などがあった場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとしています。本計画においては、保護措置等の実施に関する基本的な枠組みを定めることとしており、避難に関しては、事態の態様や攻撃の手段などによって避難方法がさまざまに異なると考えられ、避難のあり方については、計画策定後、国の指針などを踏まえ、関係機関と緊密な連携のもと「避難実施要領のパターン」の中で定めてまいります。核シェルターなどの防御施設の整備については国の施策が必要であり、国民保護法第150条では「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない。」と規定されていることから、国の動向を注視していきたいと考えています。この計画と同様に地震対策も重要なことであり、現在、地域防災計画も作成中であります。</p>
76	<p>「できるだけ近傍のコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階の地下施設に避難すること…」とある。「地下シェルター」をつくるというのか？出来もしない荒唐無稽な話である。現在の平和憲法下でおかしい。そもそも「仮想敵国」からはじまる無責任な文面である。プッシュの「イラクの攻撃」アメリカのような国にしたいくない。</p>	
77	<p>地下シェルターにでも避難しなければ、安全とはいえない。14万大崎市民が隠れるところはないと思う。戦争を前提とする対策や訓練には賛成できない。それよりも、目の前にせまっている地震対策に力を入れる方が重要だと思われる。</p>	
78	<p>大崎市の具体化は、法による「法定受託事務」だから、というやむをえずつくるといふものはずです。そうだとすれば、計画書の「序論」を最初のページにのせ、本市としての平和に対する基本的考えを記すべきだと思います。</p>	<p>現在の市の指針である新市建設計画の柱の一つとして掲げている「安全で安心して暮らし続けられるまちづくり」を掲げ非核を含めた国際平和の推進を図ることとしており、計画書の中に計画作成に当たっての基本的考え方を明記する予定です。</p>
79	<p>核戦争になっても避難できるかのような記述は、核兵器の恐ろしさを薄め、戦争が起きたら、核戦争になったら人類の破滅につながる、という危険をマヒさせることとなります。よって、核兵器廃絶と戦争防止の努力の必要性を記述すべきです。</p>	
80	<p>武力攻撃にいかに対処するかよりも、いかにして戦争を起こさないようにするのかの平和的条項を盛り込むべきと考えます。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
81	憲法が保障する基本的人権は何よりも大事であり、それを一部たりとも制限を加えたり、マスコミに報道規制をかけたりすることは絶対許されるものではありません。戦前の日本、現在の北朝鮮のようにはしないこと。言論の自由、報道の自由もしっかり保障し、戦争を未然に防ぐことの必要性を記述すべきです。	国民保護法では、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならず、国民の自由と権利に制限が加えられるときでも、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないと明記されております。(法第5条)また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由特に配慮しなければならないと明記されております。(法第7条)
82	きれいごとを並べていますが、この法律自体、憲法の思想信条の自由(19条)・表現の自由(21条)の侵害及び土地建物や物品の強制的使用や取り上げなどは、私有財産の不可侵権(29条)の侵害に当たることは明白です。殊に、公器である放送局の「指定」化は抽象的な「配慮」努力だけでは事実上の放送ジャックと言われても容易に反論できないでしょう。よって、この法律自体認められません。	本計画は戦争をすすめるためのものではなく、万一の事態における対応をあらかじめ定めるものです。このことが、いざというときに市民の安全を確保する備えになると考えております。そして、この経過の仕組み等を広く市民に知っておいてもらうことは、円滑で迅速な保護措置を実施する上で重要と考えております。
83	市民病院などは「軍事優先」になる、「市民医療が疎かになるのは困る。軍事より福祉です。国民保護の啓発は「敵が来るぞ」と戦時異常心理をかき立て戦時をあおり、戦時を準備し、戦時を訓練する「戦争をする国」を誘発するものです。9・11さわぎのあと米国ブッシュの行ったアフガン、イラク先制攻撃と、そのテロ対策と酷使したものになります。外交努力を無視する「戦時」準備は怖い。先の15年戦争の反省から作られた憲法の前文「非戦宣言」第9条「戦争の放棄」を遵守すべきです。啓発、PRはダメです。	国民保護法では、武力攻撃事態等における保護措置や救援の実施のため、災害対策基本法と同様に、災害拡大防止のための必要な限度での物件の除去等の指示、物資の売渡し要請若しくは収用、土地建物の使用若しくは収用ができることとなっております。ただし、この場合には、まず事前の要請等により自発的な対応を求めることとされており、こうした制約は他に取りうる手段がない場合において必要最小限の措置として行われるべきものと考えております。なお、国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、
84	市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については...補償を行うがと「行政処分」が突如浮上し、説明を欠く。どんなことか、又「戦争準備」の財政措置、行政処分はいかなものか。大崎市の財政破綻危機は増大する?	市国民保護計画(素案)の作成後、市議会議員全員協議会を開催していただき、素案の内容を説明したところであります。また、助言等については、パブリックコメントを実施し多くの市民の意見をいただくことにしました。
85	市は市民の意見を反映し、市の見解を示し意見書結果を公表してほしい。市素案作成後、市議会に内容を説明するとともに、議会の意見を十分求めて、検討し公表してほしい。戦争体験のある人などに協議会は諮問、助言を求めたいかがか。	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
86	策定決定機関は協議会と聞いている。このような重要案件は最終的には市議会に提案すべきと考える。	現在作成中の国民保護計画は議会の議決要件にはなっていません。しかし、計画が作成したときは、国民保護法第35条第6項の規定により報告することになっております。本市としては、出来上がってからの報告ではなく、今回の素案についても中間報告として議会の議員全員協議会において報告を行っているところであります。
87	大崎市議会に報告ではなく、審議されるべき事項である。保護措置の費用、支弁は市議会の審議事項である。国民保護計画は支出を伴う審議事項であるはず。	現在作成中の国民保護計画は議会の議決要件にはなっていません。しかし、今後、保護措置等の実施に伴う予算経常の際には、当然のことながら、議会の議決要件であると認識しております。
88	地震対策が問題になっているのに。今後憲法改正により、戦争に進むようになった。防災は不可能になるでしょう。消防の今の仕事でも大変なのに。	市国民保護計画は、平素の外交努力にもかかわらず、市民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために作成が義務づけているものであります。近い将来起こりえとされる地震対策についても、現在、地域防災計画を作成中であります。
89	緊急時に自衛隊や米軍の活動計画が定かでない段階に於いて、しかも「米軍行動円滑化法」とのカラムを考えると、この「調整」はお先真っ暗。ほとんど両国の軍側の攻勢に押し切られ公算極めて大きいでしょう。かえって米軍作戦へのサポートこそ求められ、避難住民の保護など二の次に追いやられる心配は否めません。反対です。	国民保護措置の的確かつ迅速な実施、国、県、市等の緊密な連携の下に実施されるものであり、自衛隊、米軍の支援活動を目的としたものではありません。
90	<国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り>は不適切で削除して下さい。思想の自由(憲法19条)表現の自由(憲法21条)の侵害。私有財産権の不可侵(憲法29条)の侵害にあたります。「参戦」に対し、市民の「良心的拒否」はできるはずです。かつて、行政の職員、教員などの採用試験に「憲法」が課せられていました。首長、職員ともに「憲法」を遵守しますと宣誓したのですよ。	国民保護法では、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならず、国民の自由と権利に制限が加えられるときでも、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないと明記されております。(法第5条)この法律は、国会において成立したものであり、一自治体で削除できるものではありません。

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
91	<p>「国民の自由と権利に制限」とありますが、どのような制限ですか。憲法第11条、第19条、第21条と矛盾します。反戦、保護法への「非協力」を表明すれば「非国民」と批判されませんか。第二次大戦中の思想統制の復活です。</p>	<p>国民保護法における人権制限は、土地・建物等の一時使用で多くの市民の生命等を保護するためのものであり、また、その制限も国民保護法に示された事項に限られ、かつ、緊急やむを得ない場合のみでできることとされています。手続についても予め要請を行い、要請が拒否されたときは、拒否の理由の正当性の有無等を判断した上で、やむを得ない場合に限り法的拘束力のある手続に進むこととなります。なお計画(素案)は、国民保護法を受けて、人権を尊重することとし、制限を加える場合でも、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行われることとしています。また、「国民の協力」においても計画(素案)の基本方針に規定しているとおり、あくまでも、自発的意思によるものであり、協力要請に当たっては強制にわたることがあってはならないこととされています。</p>
92	<p>核攻撃の想定の記事の全文削除を求めます。N(核)、B(生物)、C(化学)の想定はむなしく非現実的である。ヒロシマ、ナガサキ、沖縄戦、本土空襲などの状況は武力攻撃事態対処で、市民全員が「先行避難」どころではない。したがって「避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨カッパ等によって放射能降下物による外部被曝を抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや・・・などと「被害の実態を無視している」と怒りの声がある内容である。長崎市の被爆者たちは、この「核攻撃の対処に関する記述」の削除の抗議が出ているという文面である。「核兵器廃絶平和都市宣言」を遵守したい。</p>	<p>NBC攻撃の想定の種類別に関しては、国が平成17年3月の「国民保護に関する基本指針」で示しております。本計画は、基本指針が想定するNBC攻撃が万が一発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために市が実施する国民保護措置を定めているものです。また、想定される被害及び留意点については、国民保護法第35条第1項で規定している県の国民保護計画に基づき作成しなければならないと規定されており、県の国民保護計画に準じた内容で記載をしております。</p> <p>NBC攻撃による災害の対処については、特殊な装備、専門的な知識等が必要となることから国が主体となり対応することになります。また、地方公共団体の応急措置の実施については、国の基本的な方針を踏まえた措置を行い、被災者の救援や被害の拡大防止を図ることとしております。</p>
93	<p>NBC攻撃の「避難」とはどこか。弾道ミサイル、ゲリラ、陸上侵攻などの「避難」「誘導」「救援」「応急処置」について、特に核攻撃の想定は?核災害の対応は不可能です。応急処置の実施とは?「市は・・・原因物質の特定、被害者の救助などの活動を行う」・・・核などでは出来るはずがない。気は確かかと疑いたくなる。専門的知見、装備から見て市の能力をはるかに超えます。とても無理です。これらは「荒唐無稽」です。非現実的です。核兵器への被害への誤解も甚だしい。核攻撃の記事は全て削除です。日本非核宣言自治体ですよ。</p>	



NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
94	<p>着上陸侵攻やNBC兵器のミサイル攻撃を想定しているようだが、およそあり得ないことです。いったいどの国がこんなことをすると考えているのか想像が付きません。</p>	<p>16ページ 92と同じ回答</p>
95	<p>世界唯一の原爆被爆国の国民の一人として、N攻撃について想定すること自体大問題。現に原爆の被害で死の苦しみをなめている人々が沢山いるのです。想像力を働かせてください。</p> <p>専門的知識や技術もない市の職員に「可能な範囲で」とはいうもののNBCに近づけたり、なんらかのタッチをさせたりすることは大変危険千万なこと。むしろ、一刻も早くその場を立ち去るべし、との指導が必要なのではないか。人道と倫理観が問われている問題である。強く反対する。</p>	
96	<p>NBC攻撃への対処で「核攻撃想定」は削除すべき。</p>	
97	<p>核攻撃想定はNO世界平和外交を大事</p>	
98	<p>私たち国民は「ヒロシマ」「ナガサキ」の惨劇を忘れていませんか。「1945年の末までに広島14万人、長崎7万人」の死者があり、その後も被爆被害は続いています。核は使用してはならないし、避難も無意味でしょう。「手袋、帽子、雨ガッパ」はどのような発想ででてきたのですか。一発の核攻撃で大崎市民の全人口の14万人が全滅する計算です。おろかな核攻撃をしないさせない取り組みが必要です。</p>	
99	<p>「放射性降下物は、放射能をもった灰である……放射線障害が発生するおそれがある。したがって避難に当たっては、風下を避け、……安定ヨウ素剤の服用により内部被爆の低減に努める……」誰が書いた？「非現実的」作文です。核に対する「避難」などない。全文削除である。</p>	
100	<p>国や県の「保護」計画は核攻撃を受ける事態を想定し、「核攻撃を受けた場合の避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨カッパ等によって放射性降下物を抑制するほか、口及び鼻を汚染されないタオル等で保護する」(計画書14ページ、核兵器等で想定される被害及び留意点)など被爆国とは思えないほど荒唐無稽の「対処法」を挙げています。このことは、原爆被害を人為的に防ぐことができるという誤ったメッセージを「最後の被爆地」から発信することになります。</p>	<p>市としては、国民保護法及び政府が作成した基本方針更には県の国民保護計画に基づき武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃事態及び緊急処理事態が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、市が実施する国民保護措置及び実施体制等について市計画として定めるものであります。国が作成した基本指針の内容ですが、風向きを考慮しての留意事項の一つと考えています。「抑制」の効果は、定量的に検証できるものではありませんが、防護しない場合に比べ、被爆線量を減らす効果はあると考えられる措置を記載したものであります。</p>

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
101	<p>「NBC攻撃による災害への対処」(78ページ)の(4)で、核兵器等の場合、被害範囲が大崎市全域が包括されるほど広範囲が想定されるのに、汚染範囲の特定はどのように決め報告するのですか。また、措置要員に「防護服を着用」するとしていますが、被爆しない防護服が存在するのですか。存在するなら全市民に配布する方が、被爆・被災を防げるのではないのでしょうか。</p>	<p>核攻撃による汚染範囲の特定は、国の対策本部が行うこととされています。市は汚染範囲の特定を補助するための被災情報を県を通じて国の対策本部に報告することとしています。また、防護服についても、現実的に装備可能な防護服はある程度の遮蔽能力は有しているものと思っております、完全な遮蔽能力を有しているかは専門外であり回答はいたしかねます、今回の計画においては、避難誘導等の国民保護措置を行う要員にまず着用させる旨記載したものです。</p>
102	<p>被爆を想定するなら原子力発電所(女川に限らず)への武力攻撃・核攻撃・ゲリラ攻撃等による被害は甚大になり、大崎市も無縁ではありません。この場合の対策は不十分ではないですか。</p>	<p>県計画においては、武力攻撃原子力災害への対処については、宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)に準じて行うとされており、その計画においては、被害の及ぶ範囲としてEPZ範囲に入っていないため、原子力発電所に対する武力攻撃については記載していません。</p> <p>EPZ: Emergency Planning Zones(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲)</p> <p>原子力施設において、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、技術的見地から十分な余裕を持たせつつ定められた影響の及ぶ可能性のある範囲。防災指針では、EPZのめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める必要があるとしている。防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲として、原子力発電所などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径5km程度の距離、加工施設などを中心として半径約500mなどの距離がそれぞれのめやすとされている。</p>
103	<p>そもそも、国民保護法が市議会で採択されておりますが、生命や財産に係わる重要な内容の中味を市民はほとんど知りません。地域ごとに説明会を行うべきです。</p>	<p>国民保護法は国会において可決承認されており、それに伴う国民保護計画の作成に伴う協議会設置条例は市議会において可決承認されたところであります。地域ごとの説明会との内容であります。市では「計画の策定に係るパブリック・コメント手続実施要綱」を定めており、その要綱に基づき当初1ヶ月間を実施することとしましたが、更に1ヶ月間期間を延長し多数の意見等をいただいているところであります。</p>
104	<p>この計画(案)は、インターネットか市役所に行かないと中味を知ることはできません。従って、中味を知ることのできる市民は、わずかです。市民へ説明する機会を作るべきだと思います。大きな誤りをする前に十分に説明し、市民の判断を仰いでほしいと思います。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
105	<p>1ヶ月延長されたとはいえ、1月31日までの期限のパブリック・コメント募集は、知る人ぞ知るで余りにも一方的です。このような市民に直接ふりかかる大問題は、もっともっと市民の周知を図り、時間をかけて意見を聞くべきです。計画が市民の知らないうちに進行するやり方は絶対にすべきではありません。</p>	<p>パブリック・コメントの実施にあたり、広報おおさき12月号及び市ホームページに掲載するとともに報道機関に対しても情報を提供し周知を図ったところがあります。また、実施にあたっては計画(素案)の意見募集の方法等を記載したパンフレットを作成し、市役所市政情報センター、市政情報コーナー、各総合支所総務課に配布し計画(素案)の閲覧ができるようにいたしました。ホームページにおいても計画(素案)を掲載したところがあります。当初は12月1日から12月31日までの1ヶ月間を予定しておりましたが、更に1ヶ月期間を延長し多くの市民等の意見を聞くことといたしました。</p>
106	<p>市民病院・同分院、救命救急センターなどは、一般市民が常に自分の大切な命を託している最後の拠り所です。日米の軍人を優先しない旨の担保が明確に示されない以上、この計画は認められません。現実の場面は、一般住民排除は明らか。同様の理由で、農協や生協という物資の倉庫との住民排除の「協力締結」は認められません。力関係では、軍部優先になることは明白でしょうから。</p>	<p>国民保護法第85条に医療の実施の要請等が規定され、県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、避難住民等に対して医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供することなどにより、医療関係者の安全の確保に十分に配慮することを県の国民保護計画に明記しております。さらに、物資に関する住民排除の「協力締結」を結ぶ考えは毛頭ありません。</p>
107	<p>訓練は、住民の自主的判断によって参加、不参加が決められるはずですが、その旨が明記されていません。意図的としか考えられません。反対です。訓練にリアリティをもたせるため、敵国を仮想した上で実施するわけでしょう。そのこと自体平和へのカゲをつくることになりかねません。反対です。</p>	<p>住民の参加を含めた国民の協力については、第1編第2章国民保護措置に関する基本方針として「その協力要請に当たって強制にわたることがあってはならない。」ことを明記しておりますが、さらに、第2編第1章5の訓練の中にも「参加の呼びかけに当たっては、強制にわたることはあってはならない」と具体的に明記し、ご意見に反映した表現に改めます。</p>
108	<p>本件は、正しく国家の強制による戦時体製造りの再現であり、戦時における新たなる「一億一心勝ち抜くゾ」のスローガンと「隣組体制」の強制が伴う再確立であります。隣組が助け合い協力し合うことには、絶対に国が介入すべきではない。同時に、国民の諸行動は任意であり、愛国心も又、政府が勝手に強制すべきではない。相互援助や助け合いは、人間として根幹であって、他動的に強制されるべきではなく、国民の必要に応じた自発的な行動こそ強力な成果が得られるのである。相互扶助や災害から身を守り合うことは、国民が任意に行動するものであって「阪神淡路大地震」やその他の災害時における国民の実績が雄弁に物語っている。国民性を信頼することが大切であり、断じて強制すべきものではないと考える。</p>	

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
109	「行政処分」の文言が最後になって初めて出てきた。当然、私権の制限に関するあたりでふれるべき重要なテーマだと考えます。処分のことなどなるべくなら出たくないとの気持ちは、判らないでもありませんが、身分とお金に関すること、むしろ最初に示すべき事柄なのです。それでも、やはり、ならば隠したいのです。それだけ、この「計画」の持つ異状性や反市民性は大きいものです。「計画」全体に反対です。	今回の構成の組み立ては、国民保護法の条項に沿った計画を作成している関係で最後になったもので隠すとかの意味は全くありませんのでご理解願います。
110	長崎市は核攻撃への対処の項目を除外する市の方針を日本非核宣言自治体協議会宛伝えたという。大崎市もそれと連携していくべきである。	国民保護措置は、国、県、市町村等が緊密な連携のもと実施されるものであり、国民保護法第35条第1項の規定により県の国民保護計画に基づき作成しなければならない、とされており平成18年3月に作成された県の国民保護計画との整合性を図っております。
111	首題の計画(素案)を国民・住民に意見を求めるなど、平和憲法の観点からして違反である。	パブリック・コメントの実施を行うことは義務ではありませんが、計画の策定にあたり、計画の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、計画に対する市民等からの意見及び情報の提供を受けるために実施しております。
112	非核平和都市宣言を引き続きお願いしたい。そして無防備地域宣言を行えば訓練の必要なしと思う。	無防備地域宣言ですが、無防備地域の宣言は、防衛に責任を有する当局、すなわち国において行われるべきものであり、地方公共団体は宣言を行うことはできないとの政府見解が出されています(平成14年6月)。なお、非核平和都市宣言については、現在検討中でありますので、ご理解願います。
113	今回の「国民保護法」は、議論以前の問題。大崎市としては、「非核、平和都市」を国内はもとより、世界へ宣言し、合わせて「無防備宣言都市」を打ち出して「国民保護法」から脱却すべき。	
114	大崎市国民保護計画(素案)と「武力攻撃事態法」特に「国と地方公共団体との役割分担について、市の見解を公表し、パブリック・コメント集約後の情報公開で市民に示してほしい。	国と地方の役割分担については、国民保護法上に明確に国、地方公共団体等の国民の保護のための措置について記載されております。
115	周辺事態法 武力攻撃事態法 国民保護法 武力攻撃とは戦争の事ですか？弾道ミサイル攻撃……聞いただけで戦争の事だよね。 災害が起きた時の訓練と一緒にして危険な狙いを隠しているようだ。戦争を想定しての訓練は反対。	自然災害とは異なる専門的知見を有する機関との連携を求められる独自の訓練もありますが、炊き出し、避難など防災訓練と共通する事項も多いと考えております。

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
116	<p>旧古川市、鳴子町、岩出山町の3自治体は長崎市、広島市など全国221市町村と共に日本非核宣言自治体協議会に加盟しています。昨年12月27日長崎市は市国民保護計画で「核攻撃への対処」の項目を削除する方針や経緯などをまとめた文書を日本非核宣言自治体大崎市などに送付しています。これは、核攻撃の具体的な被害想定を国に求めた要望書、市国民保護計画(素案)の一部など「計画に対する問題協議をしたい」として発送を決めたもの。国への要望に明確な返答がなく「核兵器被害の部分の計画策定に支障を来しているとしている。核兵器攻撃に関する記述は削除する方向で検討する予定」としているものです。この各自治体への通知をうけ大崎市国民保護計画では、本市などの「非核平和都市宣言」との整合性から長崎市同様「核攻撃への対処」項目の削除を求めます。</p>	<p>大崎市としても、現在の市の指針である新市建設計画の柱の一つとして「安全で安心して暮らし続けられるまちづくり」を掲げ「国際平和・安全の推進」に努めることとしております。核攻撃を受ける事態を想定した箇所については、長崎市などから「被害実態とかけ離れている」等の議論がなされていることは承知しております。本市としては、国民の保護に関する基本指針及び宮城県国民保護計画に基づき作成することとなっており、平成17年3月に閣議決定された国民の保護に関する基本指針の中で示された類型等について記載をしております。</p>
117	<p>被爆地の広島市と長崎市は、「被爆地の責務として世界恒久平和実現に向けた努力を積み重ねる」ことを世界に訴えています。唯一の被爆国として、「非核3原則」を国是としている我が国として、核攻撃を受ける事態を想定するよりも、大崎市は核廃絶に全力を尽くすべきを広島市・長崎市と共に主張し行動すべきです。よって、核攻撃を受ける事態を想定した関係箇所については削除又は見直しを求めます。</p>	
118	<p>「弾道ミサイル攻撃の場合」の避難として、「屋内に避難」とし「コンクリート造り等の(中略)地下街・地下駅舎等」としています。そのような場所に避難すれば被災しない保障はどこにあるのですか。また「地下街・地下駅舎」は大崎市に現存しているのですか。もつと、現実的・具体的な避難にすべきではないでしょうか。</p>	<p>消防庁策定のモデル計画のひとつの事例を記載した関係で、ご指摘のとおり大崎市に現存しない部分も含まれております。削除する部分は削除をいたします。今後、計画策定後に避難実施要領を策定することとなり、関係機関と緊密な連携のもと、現実的・具体的な避難実施要領を策定してまいります。</p>
119	<p>パブリック・コメント、市民意見の結果発表について。「一票投票」と同じく「市民意見募集」は市民に与えられた最大の「権利」である。このパブリック・コメントの結果発表は重要な意味をもち、地方自治の重要な職務である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の意見がどう反映されたか、どんな意見があったかを公表してほしい。</li> <li>2 市民の意見に対して「市の見解」はどうか公表してほしい。</li> </ol>	<p>パブリック・コメントに対する市の考え方については、纏まりしだい公表する考えであります。</p>

NO.	意見内容(概要)	意見に対する市の考え方
120	市国民保護計画(素案)と「国民保護計画の第3条(国,地方公共団体との責務)」との関連について,市の見解をパブリック・コメントの結果の発表で示してほしい。ホームページでなく,印刷物で全市民にわかりやすく示してほしい。	国民保護法第3条で国,地方公共団体等の責務を規定しております。その規定は,地方公共団体においては,国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき,武力攻撃事態等において,当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有するとなっており,その国民の保護に関する措置を市国民保護計画で示しております。なお,パブリック・コメントに関する市の考え方については,ホームページに掲載するとともに各総合所等においても閲覧できる方向で対応を考えております。
121	大崎市国民保護計画と武力攻撃事態法第1条目的との関連について,市の見解を示してほしい。	法第1条は武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命,身体及び財産を保護するための国全体として対処に関する措置を的確かつ迅速に実施するとしております。市計画は本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項について定めております。
122	教育基本法も改定され,憲法9条が変われば医療福祉も変わり土台がくずれてしまう。	今回の国民保護計画(素案)に対するパブリック・コメントに該当いたしません。
123	昨年には教育基本法を改定し「愛国心」強調。今度は安倍首相任期中に平和憲法を改定し「美しい国」づくりを繰り返している。政治とカネに関する腐敗をそのままにしている政治こそ日本を汚していると思う。	
124	憲法9条,25条を守ることは必要。	
125	のびのびと成長している孫達のためにも絶対9条を変えてはいけない。	
126	憲法改悪は絶対No反対である。	
127	憲法九条は日本の平和を守ること。	